

# 聶崇義『三禮圖』の編纂について

原田信

## 一、はじめに

聶崇義『三禮圖』<sup>(1)</sup>は、『三禮圖集注』あるいは『新定三禮圖』<sup>(2)</sup>ともとに編纂されているのみならず、「禮圖」、即ち禮に關する圖解の中では現存する最も古いものであり、極めて高い資料的價値をもつ。また同時に、第一九卷までの圖と考証を補足する注釋を集めたものとなっている。

編纂者の聶崇義は河南洛陽の人。若い頃より禮學を脩め、五代後漢の乾祐年間（九四八～九五〇）に國子禮記學士、後周の顯德年間（九五四～九五八）に國子司業兼太常博士となつた。顯德三年（九五六）、後周の世宗に祭器の檢討を命ぜられてより『三禮圖』の編纂を續け、北宋太祖の建隆二年（九六一）に編纂を終えた。この功績により太祖より紫袍、犀帶などを賜るが、まもなく卒した。『宋史』卷四三一に傳が見える。

## 二、編纂の過程とその目的

本書は、五代以後、初めて總合的に祭器を圖示し考証した書籍で

このような重要性に比して、これまで本書を對象とした研究は多くはない。<sup>(3)</sup>そこで本稿では、聶崇義『三禮圖』編纂の目的と、編纂に當たって用いられた資料及び考証方法がどのようなものであったかという問題に對する考察を通じて、宋代における禮樂制度の制定とこれを取り巻く禮學史の一端を明らかにしたいと思う。

聶崇義『三禮圖』編纂の過程については、同書に附された寶儀の序や聶崇義の後序、同書卷一の「祭玉圖」序のほか、『宋史』卷四三一の聶崇義傳に詳しい。これらの資料により順を追つて示すと次のようになる。

(1) 五代最後の王朝である後周の顯德三年(九五六)冬十月、世宗は國子館司業兼太常博士の聶崇義に天地や祖先に關する祭儀に用いる祭器について檢討し、これを圖に示すよう命じた。これに對し聶崇義は田敏などと共に「禮書」、「禮圖」を用い五十三の祭器を圖に描いた。翌年の春、聶崇義はその成果を上奏し、世宗はこれに基づき祭器を造らせた。

(2) 顯德五年(九五八)頃、世宗は聶崇義に對し、さらに現状を斟酌し諸臣と合議の上で祭器を考証することを命じ、翰林學士の寶儀とされた。そこで聶崇義は「禮書」と、當時まで傳來していきた六本の『三禮圖』を蒐集し、これらを用いて考証を行った。

(3) これは、王朝が交代した北宋の建隆二年(九六一)に『三禮圖』としてまとめられ上奏された。宋の太祖はより詳細に、より正確であることを求め、聶崇義と、太子詹事の尹拙を代表とする學者に内容の討議を命じ、工部尚書の寶儀を討議の裁定に當たらせた。そして、この討議の結果が『三禮圖』に附されて再び上奏された。以上の經過でまず注目すべきは、①にあるように、編纂が後周世宗の命による祭器の檢討を発端としている點である。世宗が檢討を命じた理由について『宋史』聶崇義傳には、「郊廟の祭器は止だ有司由り相い承いで製造するのみ、年代漫久し、規式とする所無し」と見える。また、後に『三禮圖』が完成した時、宋太祖も詔の中では「禮器、禮圖は、相い承け傳えて用いるも、漫く年祀を歷て、寧に差違を免れんや。聶崇義、國庠に典事し、儒業に服膺す。故實を討尋し、疑訛を刊正して職に奉じ官に効うは、嘉すに足る有り」と述べ、さらに③の最後にあるように聶崇義『三禮圖』は天下に頒布され、ひいては他の禮樂に關係する書とともに「邦家之典」、「國章」<sup>(1)</sup>とされた。つまり、聶崇義『三禮圖』の編纂はその開始から完成まで、形狀や大小、用途といった祭器の基準が混亂した、あるいは既に失われた狀況で新たに統一的な基準を制定する、という一貫した目的のために行われたのである。

太祖はこの『三禮圖』を天下に頒布するよう詔を下し、同時に國子館の講堂に描かせた。

### 三、考証方法と考証資料

では、聶崇義『三禮圖』に求められた禮樂制度の基準を示すといふ目的は、如何なる方法を通じて完成されたのか。後周世宗の時に

行われた編纂の最初の段階、すなわち先にあげた①で、聶崇義は祭器の圖を描くのに「禮書」と「禮圖」に基づいたという。<sup>(3)</sup> この二つ

が具體的に何を指しているのか明らかではないが、少なくとも玉器に關しては『周禮』と、阮謐、鄭玄の『三禮圖』を參照したといふ。<sup>(10)</sup> この考証は冬の十月から翌年の春までと短い時間で行われ、後に世宗に更なる詳細な考証を命ぜられている。この際に圖に描かれた祭器が五十三であつたのに對し、最終的に完成した『三禮圖』には三八四種、四一九の圖が描かれている。<sup>(11)</sup> ①の段階における考証は再び考証を行つた②に比べて、考証の範囲も狭く簡潔なものであつた。

これに對し「禮書」と六本の『三禮圖』を參照し、およそ四年の歳月をかけた②は、聶崇義『三禮圖』の完成に直接關わる考証であつた。

では、これらの資料とこれを用いた考証とは、一体どのようなものであったのか、以下では六本の『三禮圖』と「禮書」、考証に分けて述べる。

### 【a】六本の『三禮圖』

まず、考証の主要な資料であつたと考えられる六本の『三禮圖』について述べる。祭器の考証にあつたと參照された『三禮圖』が六本あつたことは、後周の世宗の命で考証と諸臣の合議を統括した竇儼が聶崇義『三禮圖』の序文に記している。<sup>(12)</sup> ではこの六本の内訳はどういうものであったのか。これを最もまとめた形で紹介して

いるのは『四庫提要』である。

考するに、禮圖は後漢の侍中阮謐に始まり。其の後梁正なる者有り、謐の圖に題して云わく、陳留の阮士信は學を潁川の慕母君に受け、其の說を取りて圖三卷を為すも、多くは禮文を案せずして漢事を引き鄭君の文と違錯すと。正に『隋書』經籍志に鄭玄及び阮謐等の『三禮圖』九卷を列ねるに稱う。『唐書』藝文志に夏侯伏朗『三禮圖』十二卷、張鎰『三禮圖』九卷有り、『崇文總目』に梁正『三禮圖』九卷有り。『宋史』に吏部尚書張昭等の奏を載せて云わく、「四部書目」の内に『三禮圖』十二卷有り、開皇中自り禮部に勅して脩撰せしむもの、其の圖の第一、第二に題して云わく梁氏と、第十の後に題して云く鄭氏と、今書府に『三禮圖』有り、亦た梁氏鄭氏と題すと。則ち所謂六本なる者は、鄭玄一、阮謐一、夏侯伏朗三、張鎰四、梁正五、開皇撰する所六なり。然るに『鄭志』を勘驗するに、玄實は未だ嘗て圖を為さず、殆ど鄭氏の學を習う者圖を作し、之を鄭氏に歸すや。<sup>(13)</sup>

太字の部分は『宋史』聶崇義傳にある吏部尚書張昭の奏議の引用である。『四庫提要』はこの奏議により、当時の『四部書目』に隋の開皇年間（五八一～六〇〇）に編纂された『三禮圖』があつたこと、そしてこの『三禮圖』に「梁氏」と「鄭氏」と題されており、

同様のものが書府に藏されていたこと、また「梁正」なる人物が阮諶『三禮圖』に編纂の經緯を題していること、『隋書』經籍志や『唐書』藝文志、『崇文總目』の各書に記載のある『三禮圖』の編纂者によつて、鄭玄の學を傳える人物の手に成るもの（卷數不明）、阮諶（もと三卷、鄭玄等の圖と合わせて九卷）、夏侯伏朗（十一卷）、張鎰（九卷）、梁正（九卷）、隋の開皇中編纂のもの（十二卷）と六本の來歴を結論付けてゐる。

一方、清末の黃以周は『四庫提要』の結論を補足し、あるいは異論を唱えている。

：禮圖を撰するに兩梁氏有り。一は梁正為り、一は名位を知らざるの梁氏為るなり。『宋史』聶崇義傳に張昭の駁議を載せて曰く、…（中略）…是れ其の証なり。鄭君の『三禮圖』、

時人康成の作に非ずと疑う。故に云わく鄭君の名位を知らざる

と。嘗て『魏書』李謐伝を讀むに、謐、明堂の制度を論ずるに鄭玄の禮圖を引いて云わく、房は廣さ八尺に從い、斧の文を其の上に畫く、今の屏風なりと。則ち舊く稱する所の鄭氏の禮圖を康成の作と為すは、北魏の時に在りて已に云然たるや。宋初行わるる所の者、張昭の言に據るも、實は止だ夏侯伏朗、張鎰、梁正の三本のみ。昭云わく、『四部書目』に『三禮圖』十二卷有りと。此れ夏侯伏朗の本なり。又た云わく、今の書府に『三禮圖』有り、亦た梁氏、鄭氏と題すと。此れ張鎰の本なり。又

た云く、厥の後に梁正なる者有り、前代の圖記を集め更に詳議を加え、『三禮圖』に題して曰く、陳留の阮士信は禮學を頬川の慕母君に受け、其の説を取りて『圖』三卷を為すも、多く禮文を按せずして漢事を引き、鄭君の文と違錯す、正に刪りて二卷と為すと。其れ阮士信は即ち謐なり。梁正の言の如きは、謐の紕謬を知るべし。三卷を兼ね刪りて一卷と為すは、此れ梁正の本なり。宋の藝文志に作る者を知らざるの『三禮圖』十二卷を載す。疑うらくは即ち夏侯伏朗の本なるも、其の書は本と伏朗の作に非ず。張彥遠云わく、隋の開皇二十年、有司に勅して『三禮圖』を撰せしむに、左武候執旗侍官の夏侯伏朗畫くと。是れ其の証なり。竇儀云わく、博く六本を采ると。此れは之れ言を張るのみ。引く所の鄭、阮の舊說も亦た三家の書中に采る所を取る、其の原書を見るに非ざるなり。<sup>(14)</sup>

要するに、黃以周は梁氏と梁正は別人であるとして、六本の『三禮圖』の内訳を鄭玄、梁氏、開皇中編纂、張鎰、梁正の五種類とし、さらに各『三禮圖』の卷數から、聶崇義『三禮圖』の編纂當時まで實質的に傳わっていたのは開皇中編纂、張鎰、梁正の三種類（鄭玄と梁氏の『三禮圖』は張鎰『三禮圖』に含まれる）と指摘している。ここで問題となるのは、どちらも論據を『宋史』聶崇義傳にある張昭の奏議としている點である。この奏議はそもそも聶崇義の考証の問題を列舉し脩正を求めたもので、聶崇義『三禮圖』の中に阮諶

『三禮圖』の内容が含まれていること以外、聶崇義が参考した六本の『三禮圖』について言及したものではない。つまりこの奏議は、当時の書田と書府にこれららの『三禮圖』が存在していたという傍証に過ぎない。

では、實際に聶崇義『三禮圖』の中に確認できる六本の『三禮圖』はどのようなものか。本書の中に引用されるもののうち、「諸家禮圖」や「舊圖」、「諸圖」といった概括的な名稱を除いて確認されるのは「鄭（氏）」、「阮（氏）」、「梁正」、「張鎰」の四種類である。これは『四庫提要』にある六種はもとより、黃以周の言う、聶崇義が實際に參照したであろうという三種の『三禮圖』と比べても「開皇中編纂」の一一種が少ない。これが概括的名稱の中に含まれる可能性はあるが、他の『三禮圖』の名稱が明記される中で、これだけが全く記されていないことは留意すべき問題であろう。

四種のうち、最も古い後漢の鄭玄『三禮圖』の引用數が他と比べて相當少ないのは、既に散佚していたのだろう。「三禮」の學は鄭玄より始まると言われるが、仮に鄭玄『三禮圖』がまとまって傳わっていたならば、多くを引用して然るべきだからである。

これに對し、鄭玄とほぼ同時期の人である阮謐の『三禮圖』は、鄭玄と比べて明らかに多い。だが、聶崇義『三禮圖』の引用中に「梁正は阮氏の圖に因り…（梁正因阮氏圖…）（卷三・委貌圖）」や「梁正、張鎰は阮氏等の圖を脩し…（梁正張鎰脩阮氏等圖…）（卷一三・匝圖）」、「張鎰、阮氏の圖を引き…（張鎰引阮氏圖…）（卷一四・罍圖）」と見えることから、阮謐『三禮圖』は單獨ではなく、梁正や張鎰の『三禮圖』の中で引用されることで傳わっていた可能性が高い。

また、書中に確認される四種類の『三禮圖』の引用數を多いものから擧げると、「阮（氏）（二二箇所）」「梁正（一八箇所）」「張鎰（一六箇所）」「鄭（氏）（五箇所）」となる。このうち鄭（氏）は後漢の鄭玄あるいはその學を受け継いだ者。阮（氏）は後漢頃の人である阮謐で、『三國志』魏書・卷十六の杜預傳中に引かれる『阮氏譜』に『三禮圖』を編纂したとあり、「隋書」卷三十二・經籍志にも後漢の侍中として鄭玄とともに『三禮圖』の編者としてその名が記されている。張鎰は『舊唐書』卷一二五に伝が見え、およそ肅宗から德宗の頃（七五六～八〇四）の人である。梁正についてははつ

禮圖』は『崇文總目』に九卷とある。完全な形で傳來したのであれ  
ば、いの一書だけで一八卷になる。さらに後序で聶崇義は「舊圖」  
について「形制は闕漏し、文字は省略たり。名數法式は上<sub>下</sub>差違す。  
既に從う所無く、以て象を取り難し。蓋し久しく俗に傳わりて自る  
所を知りざるなり」と述べている。六本の『禮圖』はいずれも不  
完全なものであつたと見るの妥當ではなかろうか。<sup>(15)</sup>

### 【b】「禮書」とその他の書籍

聶崇義が六本の『禮圖』を考証するのに用いたという資料は實  
際にどのようなものであつたのか。以下に、各卷數に分けて引用の  
多い順にその書名と引用數を示す。いくらかの卷に付される序文と

卷二「目錄」はそれぞれ各祭器の沿革と圖の補足であり、いので  
は數えなかつた。なお、いく一部見られる、出典が明記されていな  
くとも明らかなものはこの數に入れ、既述した聶崇義以前の『禮  
圖』からの引用や出典が不明なもの、『周禮』賈公彥疏が引用する  
『經』のようない、注疏が引用している書名については、該當する  
注疏の數に含めた。

卷一「冕服圖」計五三 … 『周禮』一九（本文一、注一、疏  
六）、『儀禮』一一（本文六、注四、疏一）、『禮記』一一（本文九、  
義一）、『尚書』一、『樂七』一

- |   |   |
|---|---|
| <p>卷二「冠冕圖」計六五 … 『儀禮』三〇（本文一、注一三、疏<br/>六）、『後漢書』一五、『禮記』一一（本文七、注一、義三）、『漢書』<br/>三（本文一、注一）、『唐六典』一、「周禮」本文一、「論語」一、<br/>『世本』一、『漢官儀』一、董巴『輿服志』一、徐廣『車服志』一、<br/>『舊唐書』一</p> | <p>卷三「冠冕圖」計六五 … 『儀禮』三〇（本文一、注一三、疏<br/>六）、『後漢書』一五、『禮記』一一（本文七、注一、義三）、『漢書』<br/>三（本文一、注一）、『唐六典』一、「周禮」本文一、「論語」一、<br/>『世本』一、『漢官儀』一、董巴『輿服志』一、徐廣『車服志』一、<br/>『舊唐書』一</p> |
| <p>卷四「宮室圖」計三八 … 『周禮』二九（本文八、注一三、疏八）、<br/>『禮記』七（本文四、注一、義一）、『詩』傳一、『孟子』一</p>  | <p>卷五「投壺圖」計六八 … 『周禮』三三（本文一八、注一二、疏<br/>二）、『禮記』一三（本文六、注四、義二）、『爾雅』一一（本文五、<br/>注七）、『風俗通』三、「周禮」二（本文一、注一）、『詩』二（本文<br/>一、義一）、『世本』一、『廣雅』一、『釋名』一、『新論』一</p>             |
| <p>卷六・七「射侯圖」計七五 … 『周禮』五九（本文二、注一二、<br/>疏四）、『儀禮』九（本文四、注四、疏一）、『禮記』五（本文三、<br/>注一）、『詩』一</p>  |   |

卷八「印矢圖」計八七 … 『儀禮』四三（本文一九、注一五、疏九）、『周禮』二八（本文二一、注九、疏七）、『禮記』一七（本文一、注四、義一）、『春秋左傳』義一、『易』一、『尚書』一、『詩』傳一

二一、注四、義五）、『詩』六（本文一、傳二）、箋一、義一）、『易』一、『開元禮』一、『三禮義宗』一

卷九「旌旗圖」計五八 … 『周禮』四一（本文二一、注一五、疏六）、『儀禮』七（本文一、注三、疏一）、『春秋左傳』七（本文二、注三、義一）、『禮記』一、『舊唐書』一

卷一三「鼎俎圖」計一三一 … 『儀禮』五一（本文一四、注一九、疏八）、『禮記』一五（本文一〇、注九、義六）、『周禮』一三一（本文一、注八、疏三）、『詩』七（本文一、箋一、傳二、義一）、『春秋左傳』三（本文一、注一、疏一）、『爾雅』一、『漢書』一、『孝經緯』一、『毛詩草木鳥獸虫魚疏』一、『開元禮』一

卷一〇「玉瑞圖」計七九 … 『周禮』五六（本文一八、注二一、疏七）、『儀禮』九（本文五、注三、疏一）、『禮記』一〇（本文三、注一、義五）、『尚書』二（注一、義一）、『爾雅』二

卷一四「尊彝圖」計七六 … 『周禮』四三（本文一〇、注一〇、疏二）、『禮記』一一（本文八、注三、疏一）、『詩』九（本文一、傳三、箋一、義一）、『爾雅』七（本文一、注六）、『尚書』一、『春秋左傳』一、『韓詩外傳』一、『漢書』一、『開元禮』一

卷一一「祭玉圖」計七九 … 『周禮』四九（本文一三、注一六、疏一〇）、『禮記』六（本文一、注一、義二）、『儀禮』五（本文一、注一、疏一）、『爾雅』五（本文二、注一）、『漢書』三（本文一、注一）、『春秋公羊傳』二（本文一、注一）、『尚書大傳』二（本文一、注一）、『孔子家語』一、『逸周書』一、『晉中興書』一、『孫氏符瑞圖』一、『開元禮』一、『雜令』一、『三禮義宗』一

卷一五・一六「喪服圖」計六一 … 『儀禮』三六（本文一、注一三、疏一）、『禮記』一三（本文一〇、注一、義一）、『周禮』二一（注一、疏一）、『爾雅』三（本文一、注一）、『詩』二（傳一、箋一）、『春秋左傳』二、『大戴禮記』一、楊縗『喪禮圖』一

卷一二「匏爵圖」計八九 … 『儀禮』三四（本文一六、注一六、疏一）、『周禮』二五（本文一三、注八、疏四）、『禮記』二一（本文一

卷一七「襲斂圖」計七九 … 『儀禮』四九（本文一三、注一一、疏五）、『禮記』一一（本文九、注七、義五）、『周禮』八（本文三、注四、疏一）、『孔子家語』一

卷一八・一九「喪器圖」計一二八…『儀禮』五五（本文一六、注一〇）、疏九）、『禮記』三三（本文一六、注九、義八）、『周禮』三一（本文一五、注一〇）、疏六）、『爾雅』三（本文一、注一）、『春秋公羊傳』一、「說文解字」一、「易」一、「獨斷」一

### 總計一二二三

右記の結果より、「三禮」に記載のない漢代以降の冠制を含む卷三「冠冕圖」を除いたすべてで、「三禮」のいずれかが引用数の上位を占めている。引用箇所の總計は一二一三だが、このうち『周禮』は四八一箇所、「儀禮」は三五八箇所、『禮記』は一一四箇所、これら「三禮」の合計は一〇五三箇所で全體の九割近くを占めている。これに『易』や『尚書』、『詩』、『春秋』といった經書を加えれば、この割合はさらに多くなる。「集注」の主體が經書および注疏であるという鼂崇義の言の内訳は、「三禮」を中心として、他の經書を一部引用するものとなっている。

では、残り一割余りの、經書の本文や注疏以外の引用についてはどうだろうか。先にあげた引用資料の一覽にあるように、引用部分が注疏と合致せず、注疏以外から引用していると考えられるものの中、漢代に著述された、あるいは漢代に關係するものとして『韓詩外傳』、『新論』、『大戴禮記』、「說文解字」、「獨斷」、「琴操」、「鄭志」、「漢書」、「後漢書」が見えるが、他にも『逸周書』や『孔子家語』、「劉宋・何法盛の著と傳わる『晉中興書』や南朝梁・崔靈恩『三禮義宗』、唐代の『開元禮』や『唐六典』、五代に編纂された『舊唐書』が見える。また、注疏の引用數に含まれているが、引用部分が注疏の引用と完全に一致し注疏からの引用であることが明らかなもののうち、漢代よりも前のものには『世本』、『司馬法』、『石氏風俗通』がある。漢代のものには『漢禮器制度』、『漢官儀』、「廣雅」、「司馬彪」、董巴及び徐廣の『輿服志』注、鄭眾や賈逵、服虔、杜子春、何休、馬融、盧植、皇侃、熊安生による經書の注、唐の韋彤『五禮精義』や同じく唐の蕭嵩『開元義鑒』を引用している。また、引用數には含まれていないが、卷二十一「目錄」のみ唐代の「衣服令」を五箇所引用している。このように、經書以外にも鼂崇義は様々な時代の書籍を引用している。

### 【c】考證

「三禮圖」の考證について、鼂崇義『三禮圖』後序には次のようにある。

凡そ集注する所は、皆周公の正經、仲尼の定むる所、康成の注する所にして、傍は疏義に依る。事に未だ達せざる有らば、則ち漢法を引き以て之を況う。或いは圖に未だ周せざる有らば、則ち目録の内に詳しく述じ以て其の闕を補う。又た近禮を案え

詳かにし、沿革を周知せしむ。<sup>(18)</sup>

これを要約すれば、聶崇義が『三禮圖』の考証に用いた資料の主体は經書の本文や康成、すなわち鄭玄の注であり、それに次いで經書の疏や義を用い、なお不明な事柄は漢代の禮樂制度によって推測したという。また、圖だけでは示しきれない事は卷二十にある目録で補い、近い時期の禮樂制度も踏まえて制度の変化を示したという。この記述と、前節【b】にて示した引用數の九割近くを經書、特に「三禮」が占める状況は合致する。また、「三禮」引用の割合は本文四八九箇所、注三八六箇所、疏義一七八箇所となっており、これも經書の本文と鄭玄の注を主とするという聶崇義の言葉の通りである。このように聶崇義『三禮圖』における考証は「三禮」を中心としており、「三禮」の引用數の割合の多さからもわかるように、多くの祭器の考証はまず「三禮」本文の記載を挙げ、これに注疏の解釈を加える形となっている。

だが一方で、祭器によつては經書に明確な記載が無かつたり、他書に異説が多い場合がある。また、先に挙げた『三禮圖』後序に「又た近禮を案え詳かにし、沿革を周知せしむ」とあるように、聶崇義の編纂意圖は單に祭器の詳細を明らかにするだけではなく、それについて如何なる説があつたか、その説が聶崇義當時の祭器と如何なる關聯があるのか等、祭器の変遷や沿革を明らかにすることも目的としていた。<sup>(19)</sup>聶崇義『三禮圖』を概覽する限り、主にこの一点

が、經書の本文と注疏以外の書籍を引用している理由である。ではもう少し具體的に、聶崇義『三禮圖』ではどのような考証が行われたのであらうか。試みにいくつか特徴的なものをまとめてみる。

#### ●漢代の制度より類推する例

先に引用した『三禮圖』後序に「事に未だ達せざる有らば、則ち漢法を引き以て之を況う」とあるように、聶崇義は注疏を含む經書に具體的な祭器の形狀が記載されていない場合、漢代の記載の中で經書と矛盾が無いものより祭器の詳細を類推している。例えば、卷二「韋衣」の「漢の歩瑤は周副の象が如し、故にして相い類するべし」や同卷「橋」に「此れ則ち漢の法なり。既に周制聞く無し、今亦た依りて用う」とある。同様の例は卷五「特縣鐘」等にも見られる。これは宋代に比べ、漢代が經書に記されているとされた周代により近く、周代の風習や制度を色濃く受け継いでいると考えられたからである。<sup>(20)</sup>

#### ●唐代以後の制度と沿革を示す例

これには、『唐書』『輿服志』の記載を引き古の遺制という卷九「太常」の例や經書と唐代の『開元禮』の記載が一致することを述べる卷十三「匣」の例などがある。また、聶崇義は唐代のみならず、宋初當時の祭器についても部分的に触れている。このような例は卷一

「玄端」や卷一「墨車」など十四箇所で確認できる。<sup>(23)</sup> これは宋初の禮樂制度が唐代の影響を強く受けており、兩者の關係性を示すことが考証の重要な根據の一つとなつたからである。

#### ● 經書の斷片的記載より推測する例

卷二「樟衣」には女性の首飾りである「珈」の數について、經書の記載を列舉した後で「…古今の制必ずしも盡く同じからず、故に古の制は未だ聞かざる者有るを得。以て六珈は必ず之を飾るに六有りと説うも、但だ施す所據を言うべからず。此れ六と言うは則ち侯伯夫人は六為り。王后は多少文無しと雖も侯伯夫人を持て之を推するに宜く十二たるべし。今は但だ六に圖くも則ち餘法知るべし」<sup>(25)</sup> とある。」のよう經書の記載が一部にとどまつても、法則的に他を類推する場合がある。

#### ● 六本の『三禮圖』と經書を對照する例

聶崇義の考証では經書の記載が主體なので、經書と六本の『三禮圖』の記載が矛盾する場合、卷十三「登」に「梁正阮氏圖」記す所の制度、並びに禮文に非ず既に正經に非されば、依據すべからず」とあるように『三禮圖』の方が否定される。但し、注疏を含む經書や諸書に具體的な記載がない場合、『三禮圖』の記載が採用される場合がある。卷一「葬」に「漢法今を去ること遠く、其の狀以て之を知る無し。或は圖の中に筈の狀の如きを見ゆ。其の口微弇にして

稍淺し。今以て法と為す」<sup>(26)</sup> とあるのがこの例である。このような考証は他の書籍の記載に對しても同様である。

#### ● 新たに圖を描く例

六本の『三禮圖』に圖が無いものについては經書等から推測し新たに圖を描いている。または圖が誤っていると考えられるものについては、やはり經書の記載により描きなおしている。卷一「三公冕冕」や卷三「緇布冠（周制）」、「章甫冠」の例がある。

#### ● 一つの祭器に複數の圖を擧げる例

諸書の説や聶崇義當時の祭器が經書と異なつていても、それが經書の内容と必ずしも矛盾しない場合、あるいは矛盾していても相應の理があると考えられる場合等、それぞれの説を圖に示している箇所がある。卷三「委貌」や卷五「墳」など複數の例が見える。<sup>(28)</sup>

#### ● 他者に教えを請う例

卷十一「蜃爵」の注釋に「此の蜃尊は既に舊くに圖載無く、未だ該覽たり。職分を以て咨訪するに果たして形制を得」<sup>(29)</sup> とある。これは聶崇義『三禮圖』の中で唯一、他者を訪問して調査した例である。

#### 四、おわりに

聶崇義による『三禮圖』の編纂は禮樂制度の基準を定めるという前提の下、經書の本文と注疏を主體としながらも、それだけに固執するのではなく、取り入れるべきと考えた事柄については廣く諸書を引用し、聶崇義の當時に存在した實際の祭器を取り上げた。つまり、周代の禮樂制度の遺風が最もよく傳わっていたと考えられた漢代のみならず、時代の近い唐や北宋初についても目を向いた。この意味で、聶崇義『三禮圖』は經書を考証の主軸に置くという、一見すると復古的な方法を取りながらも、歴代の、断片的になっていた祭器に關する諸説をまとめ、つなぎ合わせる役割を担う側面があつたといえよう。五代後周の時に聶崇義『三禮圖』の編纂を統括した竇儀は宋の太祖に對する上奏の中で、同書を「舊圖に較べて、良に新意有り」と評しているが、まさにこのような側面を指していると思われる。

聶崇義『三禮圖』が完成し全國に頒布され後、北宋中期に至り劉敞や歐陽脩、蔡襄に代表される人物によって金石學が盛んになるにつれ、本書の信頼性は揺らいでいく。だがそれでも南宋末まで禮樂制度に様々な形で影響を及ぼしたのは、本書が單に北宋で最初に編纂された禮樂制度の書籍であるということのみならず、宋代とそれ以前の禮樂制度を結びつける意義を持った存在だったからでは

なかろうか。

聶崇義『三禮圖』の後、宋代には數多くの禮樂制度に關する圖解

が著された。聶崇義『三禮圖』はまさにこれらの先駆けといえる。

これらの書籍の多くは既に散佚したが、陳祥道『禮書』や楊復『儀禮圖』、楊甲『六經圖』など現存するものもある。聶崇義『三禮圖』が後の禮樂制度やこれに關係する内容の書籍にどのような影響を与えたのか、本論を一つの足がかりとして今後の考察を進めていきたい。

#### 注

(1) 陳振孫『直齋書錄解題』卷二及び晁公武『郡齋讀書志』卷二上は『三禮圖』、章汝愚『山堂考索』前集卷三一は『重脩三禮圖』、『宋史』卷二〇二・藝文志は『三禮圖集注』、『宋史』卷九八・禮志は『重集三禮圖』、現存する最も古い國家圖書館所藏の南宋本は『新定三禮圖』と題す。このように様々な名稱が存在するため、以下本稿では『聶崇義『三禮圖』』とする。

(2) 『宋史』卷四二一・聶崇義傳には「建隆三年」とあるが、聶崇義『三禮圖』卷二(一)・聶崇義序、『直齋書錄解題』卷二、「玉海」卷二九等には「建隆二年」とあり、『宋史』の誤りだと考えられる。

(3) 聶崇義『三禮圖』の諸版本の中で最も古いものは、中國國家圖書官所藏の南宋淳熙二年(一一七五)刻本。聶崇義『三禮圖』が參照した唐以前の『三禮圖』はすべて散佚しているため、現在その全容を見る限りのできる禮関係の圖解は、聶崇義『三禮圖』が最も古いものである。

(4) 聶崇義『三禮圖』が最も早くに編纂されたものであることは、『玉海』卷二九・藝文や卷六九・禮儀及び『宋史』卷九八・禮志による。全國に頒布されたことは『宋史』聶崇義傳を參照。また、北宋末期、徽宗が新しい

制度を定めてから、**嘉崇義『三禮圖』**の内容は否定されるようになるが、その影響は南宋にいたっても存在した。このことはいくつかの資料より確認できるが、その中で最も時代の下るものは佚名『齊祐嘉昌乘』に見える齊祐元年（一一五三）の出来事である。該当部分は次の通り。「…國朝和中、議禮局製造祭器、皆考三代器物遺法。制度精密、氣象淳古、紹興既頒行矣。而州縣循習尚多仍端氏『三禮圖』之制、豈以禮文之末而弗之講歟。齊祐癸丑郡守段震午命校官程森一新之、遂以先儒朱熹紹熙申請頒降禮儀器服圖式參訂製造、於是文物始備。」

(5) 筆写が著見したものとしては、金中樞「宋代的經濟當代化初探」**嘉崇義的三禮圖學**（『成功大學歷史學系歷史學報』第十期）と丁鼎「衡」、「軌」考略、『新定三禮圖』校讎札記』（『古籍整理研究學刊』一〇〇五年四期）がある。どちらも興味深い内容であるが、**嘉崇義『三禮圖』**がどのように編纂されたのか、その詳細については触れられていない。

(6) 原文は「世宗以郊廟祭器止由官司相承製造、年代漫久、無所規式、乃命崇義檢討摹畫以聞。」

(7) 「宋史」**嘉崇義傳**による。原文は「禮器禮圖、相承傳用、沒歷年祀、寧免差違。」**嘉崇義典事國庫**、服膺儒業、討尋故實、刊正疑訛、奉職效官、有足嘉者。」

(8) 「宋史」卷二二五・禮志には「乾德三年、判大理寺尹拙言、按律及『儀禮釋照傳』、『開元禮儀纂』、『五禮精義』、『三禮圖』等書、所載煥為舅姑服周。近代時俗多為重服、劉岳『書儀』有奏請之文。『禮圖』、『刑統』乃邦家之典、豈可守『書儀』小說而為國章耶」とある。

(9) **嘉崇義『三禮圖』**卷一の「祭玉圖序」によると。

(10) 「宋史」**嘉崇義傳**に見える張昭の奏議による。

(11) 張富祥「宋代文獻學研究」（一九八六年、上海古籍出版社）五一二頁の**嘉崇義『三禮圖』解説**による。

(12) **嘉崇義『三禮圖』**賚儀序に「博采三禮舊圖、凡得六本」とある。

(13) 原文は「…考禮圖始於後漢侍中阮諶。其後有梁正者、題諶圖云、陳留阮玄實未嘗爲圖、殆習鄭氏學者作圖。歸之鄭氏歟。」

(14) 胡玉緝「四庫全書總目提要補正」卷六が引く黃以周「禮說略・三禮圖」による。原文は「…撰『禮圖』有兩梁氏。一為梁正、一為不知名位之梁氏也。」**宋史**、**嘉崇義傳**載張昭駁議曰…是其証也。鄭君『三禮圖』時人疑非康成作。故云不知鄭君名位。嘗讀《魏晉》李謐傳、謐論明堂制度引鄭玄『禮圖』云、爰從廣八尺、畫斧文於其上、今屏風也。則舊所稱鄭氏之『禮圖』為康成作，在北魏時已云然矣。宋初所行者、據張昭言、實止夏侯伏朗、張鑑、梁正三本。昭云、『四部書目』有『三禮圖』十一卷、此夏侯伏朗本也。又云、今書府有『三禮圖』亦題梁氏、鄭氏、此張鑑本也。又云、厥後有梁正者、集前代圖記更加詳議、題『三禮圖』曰、陳留阮士信受禮學於潁川蔡母君、取其說、為『圖』三卷、多不按禮文而引漢事、与鄭君之文違錯。正刪為一卷。其阮士信即諶也。如梁正之言、可知諶之紙謬。兼三卷刪為一卷、此梁正本也。宋藝文志載不知作者『三禮圖』十二卷、疑即夏侯伏朗本、其書本非伏朗作。張彥遠云、隋開皇二十年、敕有司撰『三禮圖』、左武侯執旗侍官夏侯伏朗畫、是其証也。資闕云、博采六本、此張之言耳。所引鄭、阮舊說亦取於三家書中所采、非見其原書也。」

(15) 原文は「形制闕漏、文字省略、名數法式、上下差違。既無所從、難以取象。」

梁正『三禮圖』は全一八箇所のうち卷一「冕服圖」と卷二「后服圖」に各六箇所（他は一箇所ずつ）、張鑑『三禮圖』は全一六箇所のうち卷三「冠冕圖」に八箇所（他は二箇所以下）となっている。また、「舊圖」のよう概説的な名稱の引用例は、計一〇一箇所のうち卷一「匏爵圖」が三四箇所、卷二「鼎俎圖」が一二箇所と特に多く、次いで卷三「冠冕圖」が一三箇所となっている。また、卷七「射侯圖」、卷一五、一六「喪服圖」、卷一七「襲斂圖」には『三禮圖』の引用が全く記されず、卷一五に畠崇義『三禮圖』中で唯一、『三禮圖』以外の「唐大曆中楊垂撰「喪服圖」」なるものが記されている。このような引用の偏りは、各々の『三禮圖』の説が引用の多い部分で採るに値する説があつたか、特にその部分が多く伝わったかのいずれかだらうと推測される。

(17) 序文が付されているのは卷一、二、三、五、六、九、一、十三、一五、一六である。畠崇義『三禮圖』には「衣服令」としかないが、『玉海』卷七八によれば畠崇義以前にまとめられた「衣服令」は唐の武徳四年（六一）に初めて施行されたもののみである。

(18) 原文は「凡所集注、皆周公正經、仲尼所定、康成所注、傍依疏義。事有未達、則引漢法以況之。或圖有未周、則於目錄内詳証以補其闕。又案詳近禮、周知沿革。」

(19) 後序の他にも「今三禮の經注、孔賈疏義、并びに諸家の禮圖を案するに、冕の下を逐いて別に各の其の制度を明うかにすれば、則ち古今沿革の事を知るべし」（卷一「冕冠圖序」）や「代に沿革有りと雖も、諸典禮を稽え舊圖に參し、意を以て之を求むれば則ち古今の法勢難として見ゆ」（卷一「后服圖序」）とある。

(20) 原文は「漢之步搖如周副之家、故可以相類也。」

(21) 原文は「此則漢法也。既周制無聞、今亦依用。」

(22) 卷二「闕翟」に「周禮に三翟の別有り。繪を刻みて雉形と為し衣に綴る。衣は漢の俗に尚お有り。故に三翟の遺俗と云うなり……」と、卷三「四冕」に「叔孫通禮を制するに多く周の法に依る……」とある。

(23) 他には卷三「繙布冠」、卷五「祝」や「敬」、卷一「」の「觶」や「禁」、卷一三の「鉢」や「洗髪」、「牋俎」、「鳥彝」、「疏布巾」と卷一四の「獻尊」や「山尊」に見られる。

(24) 『玉海』卷六九に「通客開寶四年上謂、國家治革制度多以開元為據」とある。この他、畠崇義『三禮圖』卷一には「其匏爵、遍檢三禮經注、孔賈疏義及開元禮崔氏義宗……」と参照した重要な書籍として唐の「開元禮」と『三禮義宗』が挙げられている。

(25) 原文は「古今之制不必盡同、故古制得有未聞者。以言六珈必飾之有六、但所施不可言據。此言六則侯伯夫人為六。王后雖多少無文以侯伯夫人推之宜十一。今但圖六則餘法可知。」

(26) 原文は「梁正阮氏圖…所記制度并非禮文：既非正經、不可依據。」

(27) 原文は「漢法去今遠、其狀無以知之。或見圖中如宮狀、其曰微弇而稍淺、今取為法。」

(28) 他には卷三「太古冠」、「母追」、「進賢冠」、「通天冠」、卷四「周弁」や「明堂」、卷五「筮」、卷一三「象尊」や「畢」、「房俎」、卷一四「獻尊」、卷一七「重」がある。

(29) 原文は「此盛尊既舊無圖載、未詳暨狀。有監丞李佐堯家在湖湘、學亦該覽。以職分諮訪、果得形制。」

(30) 『宋史』畠崇義傳による。原文は「較於舊圖、良有新意。」